

県道 050 号線(諏訪辰野線)の一部及び県道 016 号線(岡谷茅野線)(ヨットハーバー入口から岡谷市境まで)の諏訪市屋外広告物条例施行規則で定める禁止地域の指定(案)について

1 禁止地域指定(案)の目的

諏訪市景観計画区域の内、地域の景観資源を生かし特に重点的な整備を図る「景観重点整備地区」内に位置する対象道路から展望可能な地域は、諏訪湖スマートIC供用開始による交通量の増加に伴う屋外広告物の増加が見込まれ、現状の良好な景観形成が阻害される懸念があります。現在許可地域に指定されています、ヨットハーバーから岡谷市境に向かう道路の左側に位置する地域について、道路境界線から 50m 以内の範囲を禁止地域に指定し、現状の良好な景観の維持を図ることが目的です。

2 対象地域の規制の現状

対象地域は、諏訪市景観計画区域の内、地域の景観資源を生かし特に重点的な整備を図る「景観重点整備地区」内に位置し、諏訪市屋外広告物条例による許可基準を適用する許可地域に指定されています。

3 屋外広告物の規制の現状

(1) 諏訪市屋外広告物条例による禁止地域について

諏訪市屋外広告物条例では、道路周辺の景観の維持という趣旨から、「道路、鉄道若しくは索道の用地若しくはこれらの建設予定地又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域のうち、規則で定める地域」(条例第7条第1項第3号)を禁止地域として定めています。

ただし、禁止地域においても条例第9条及び同施行規則第7条に規定される適用除外の屋外広告物は掲出することができます。

要点 ①自己用広告物については、1 敷地内の総表示面積が 10 m²まで表示、
又は設置可能

②野立看板は設置不可

(2) 道路に係る禁止地域の指定について

「道路、鉄道若しくは索道の用地若しくはこれらの建設予定地又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域のうち、規則で定める地域」(条例第7条第1項第3号)は、現在は下記①～④の道路及び定められた範囲が指定されています。

- ① 高速自動車国道中央自動車道西宮線の両側各 500m以内
- ② 県道 050 線(諏訪辰野線)のヨットハーバー入口から新川橋に向かって右側諏訪湖岸まで
- ③ 県道016号線(岡谷茅野線)新川橋から岡谷市境に向かって右側諏訪湖岸まで
- ④ 市道21001号線下諏訪町境からヨットハーバー入口に向かって右側諏訪湖岸まで

対象道路は、ヨットハーバー入口から岡谷市境に向かって右側諏訪湖岸までを禁止地域としています。

4 諏訪湖スマートICについて

(1)概要

高速道路から諏訪湖へつながる新しい玄関口と位置付けられ、中央自動車道を有効活用するために、諏訪湖周へのアクセス性を向上させ、渋滞を回避した輸送ルートの確立や、「諏訪湖周サイクリングロード」などの観光資源との有機的連携による観光振興に貢献することを目的として建設されました。

(2)進捗状況について

令和7年7月に供用開始予定

5 今後の予定

2025 年	12月	諏訪市都市計画審議会諮問 ・ 答申
2026 年	1 月	公布
2026 年	4 月	施行